相模川漁業協同組合連合会内共第１号、第２号

第５種共同漁業権　遊漁規則

（目的）

第１条　この規則は相模川漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が免許を受けた内共第１号、第２号、第５種共同漁業権（「内共１号、２号」という。）に係る漁場区域において、組合員以外の者のする当該漁業の対象となっている水産動物（内共１号：やまめ、いわな、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび）（内共２号やまめ、いわな、にじます）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務）

第２条　この漁場区域内で竿釣、投網、もじり（うなぎと手長えびに限る。）の漁具、漁法によって遊漁しようとする者はあらかじめ第７条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限）

第３条　この漁場区域においては、第２条に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

２　投網による遊漁は次表のア欄に掲げる期間内でイ欄に掲げる区域内でなければならない。

ア　期　間	イ　区　域
周　年	馬入橋（国道１号線）上流端から基点Ａ、Ｂを結ぶ線まで
６月１日～翌年３月31日まで	平塚市四之宮４丁目1,917番地と寒川町一之宮６丁目3,052－8番地とにかかる高圧線より下流馬入橋上流端まで
７月１日～翌年３月31日まで	座間市入谷地先座架依橋上流端より下流平塚市四之宮４丁目1,917番地と寒川町一之宮６丁目3,052－8番地とにかかる高圧線まで
８月１日～翌年３月31日まで	基点ＯＰを結んだ直線より下流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端まで

基点Ａ：平塚市千石河岸839番地１先に設置した標識

基点Ｂ：平塚市須賀2,503番１に設置した標柱

基点Ｏ：相模原市緑区小倉字宮原388番地先に設置した標柱

基点Ｐ：相模原市緑区川尻字久保沢1,108番のハ地先に設置した標柱

3　第１項の規定にかかわらず中津川、小鮎川、道志川及び神の川においては、投網によって遊漁してはならない。

4　第１項の規定にかかわらず連合会の指定した区域以外の区域においては投網によって遊漁してはならない。

5　この漁場区域においては、竿釣りの場合竿の使用本数は１人２本まで（但し、あゆ釣りをする場合は１人１本まで。）とし釣糸の長さは30メートルまでとする。またもじりの使用本数は１人20本までとする。

6　この漁場区域においては、３月１日から５月31日までの間毛針によってやまめ、にじます、いわなを除く水産動物を採捕してはならない。

7　この漁場区域においては、投網によって、やまめ、いわな、にじますを採捕してはならない。

8　この漁場区域においては、餌釣（まき餌を含む。）によって、あゆを採捕してはならない。

9　この漁場区域においては、次に掲げる区域では、友釣（ルアー釣を含む。）毛針釣（フライ釣を含む。以下同じ。）以外の漁具、漁法によってあゆを採捕してはならない。

なお、当該漁場区域においても、毛針釣とルアー釣については、連合会が定めて、同会のホームページで公示する区域及び期間でなければ、あゆを採捕してはならない。

（１）　座間市入谷地先座架依橋上流端から上流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端までの区域

（２）　厚木市三田地先中津川大橋上流端から上流基点ＥＦを結んだ直線までの区域

（３）　基点ＲＱの直線と基点ＣＤの直線間の道志川本流の区域

基点Ｃ：　神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点

基点Ｄ：　Ｃから134度の直線と対岸との交点

基点Ｅ：　愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番２に設置した標柱

基点Ｆ：　愛甲郡愛川町半原字向原5,459番２に設置した標柱

基点Ｑ：　相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端

基点Ｒ：　相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端

10　次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。なお、区域及び期間の公表については、連合会のホームページで行うものとする。

ア　魚　種	イ　区　域	ウ　期　間
やまめ、いわな、にじます	愛甲郡愛川町田代200番地先平山大橋橋脚上流端から上流基点ＥＦを結んだ直線までの中津川の本流及び支流の区域で、連合会が定めて公表する区域。	３月１日より10月14日までの期間で、連合会が定めて公表する期間。
	基点ＲＱを結んだ直線から上流基点ＣＤを結んだ直線までの道志川の本流の区域で、連合会が定めて公表する区域。	
	相模原市緑区青根字神の川大瀬戸えん堤上流端から上流の神の川の本流の区域で連合会が定めて公表する区域。	
	基点ＭＮを結んだ直線から上流水沢えん堤下流端までの水沢川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。	

ア　魚　種	イ　区　域	ウ　期　間

やまめ、いわな、にじます	相模原市緑区鳥屋地先広川えん堤上流端から上流相模原市緑区字奥野3627-166 魚止め橋下流端までの早戸川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。	３月１日より10月14日までの期間で、連合会が定めて公表する期間。
	点abを結んだ直線から上流の中津川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。	
	小鮎川合流点から上流愛甲郡清川村煤ヶ谷地先谷太郎橋上流端の下流268 メートルの第１号石えん堤下流端までの谷太郎川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。	

基点Ｃ：　神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点

基点Ｄ：　Ｃから 134 度の直線と対岸との交点

基点Ｅ：　愛甲郡愛川町半原字馬場 4,941 番２に設置した標柱

基点Ｆ：　愛甲郡愛川町半原字向原 5,459 番２に設置した標柱

基点Ｇ：　愛甲郡清川村宮ケ瀬字金沢 1,696 番２地先の旧東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端

基点Ｈ：　愛甲郡清川村宮ケ瀬字金沢 1,696 番２地先の旧東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端

基点Ｍ：　相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 166 地先の八丁えん堤天端右岸上流端

基点Ｎ：　相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 166 地先の八丁えん堤天端左岸上流端

基点Ｑ：　相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端

基点Ｒ：　相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端

ａ：　ＧからＨを見通した線を０度とし、Ｇを中心として右回りに 270 度の線上でＧから 30 メートルの所

ｂ：　ＨからＧを見通した線を０度とし、Ｈを中心として右回りに 90 度の線上でＨから 30 メートルの所

（遊漁期間）

第４条　次表のア欄に掲げる魚種を対象とする漁法は、それぞれイ欄の期間内でなければならない。

（内共第１号）

ア　魚　種	イ　期　間
やまめ	３月１日から 10 月 14 日まで
いわな	同上
にじます	同上　、但し別記１区域については１月１日より 12 月 31 日までとする。
あゆ	６月１日から 10 月 14 日までの期間で連合会が定めて公示する日から 10 月 14 日まで及び 12 月１日から 12 月 31 日まで。但し、別記２区域については６月１日から 10 月 31 日までの期間で連合会が定めて公示する日から 10 月 31 日まで及び 12 月１日から 12 月 31 日まで。
うぐい	１月１日から 12 月 31 日まで、但し、ａｂの直線から上流の中津川の本流及び支流の区域、ｃｄの直線から上流の宮ケ瀬金沢の本流及び支流の区域、ｅｆの直線から上流の早戸川の本流及び支流の区域、ｇｈの直線から上流の水沢川の本流及び支流の区域、基点ＲＱの直線と基点ＣＤの直線間の道志川の本流及び谷太郎川の本流の谷太郎橋橋脚上流端の上流 447 メートルの地点より上流の区域において３月１日から 10 月 14 日まで
おいかわ	同　上
ふな	同　上
こい	同　上
うなぎ	同　上
手長えび	同　上

基点Ｇ：　愛甲郡清川村宮ケ瀬字金沢 1,696 番２地先の旧東京電力株式会社取水せ

き天端右岸上流端

基点Ｈ：　愛甲郡清川村宮ケ瀬字金沢 1,696 番２地先の旧東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端

基点Ｉ：　愛甲郡清川村宮ケ瀬字金沢 1,688 番６地先の金沢えん堤天端右岸上流端

基点Ｊ：　愛甲郡清川村宮ケ瀬字金沢 1,688 番６地先の金沢えん堤天端左岸上流端

基点Ｋ：　相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の旧東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端

基点Ｌ：　相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の旧東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端

基点Ｍ：　相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 166 地先の八丁えん堤天端右岸上流端

基点Ｎ：　相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 166 地先の八丁えん堤天端左岸上流端

ａ：　ＧからＨを見通した線を０度とし、Ｇを中心として右回りに 270 度の線上でＧから 30 メートルの所

ｂ：　ＨからＧを見通した線を０度とし、Ｈを中心として右回りに 90 度の線上でＨから 30 メートルの所

ｃ：　ＩからＪを見通した線を０度とし、Ｉを中心として右回りに 270 度の線上でＩから 30 メートルの所

ｄ：　ＪからＩを見通した線を０度とし、Ｊを中心として右回りに 90 度の線上でＪから 30 メートルの所

ｅ：　ＫからＬを見通した線を０度とし、Ｋを中心として右回りに 270 度の線上でＫから 30 メートルの所

ｆ：　ＬからＫを見通した線を０度とし、Ｌを中心として右回りに 90 度の線上でＬから 30 メートルの所

ｇ：　ＭからＮを見通した線を０度とし、Ｍを中心として右回りに 270 度の線上でＭから 30 メートルの所

ｈ：　ＮからＭを見通した線を０度とし、Ｎを中心として右回りに 90 度の線上でＮから 30 メートルの所

（別記１）

１　相模原市緑区鳥屋地先広川えん堤天端下流端から同区鳥屋地先旧東京電力株

式会社発電取水えん堤天端上流端の上流100メートルの地点までの早戸川の区域

2　相模原市緑区鳥屋地先魚止橋橋脚下流端の下流173メートルの地点から同区鳥屋地先蛙沢えん堤天端上流端の上流30メートルの地点までの早戸川の区域

3　愛甲郡清川村煤ヶ谷地先札掛第二金林えん堤天端下流端から同村煤ヶ谷地先札掛発電取水えん堤天端上流端の上流100メートルの地点までの布川及び境沢の区域

4　愛甲郡清川村煤ヶ谷地先谷太郎橋橋脚上流端の上流447メートルの地点から同上流端の下流268メートルの地点までの谷太郎川の区域

5　愛甲郡愛川町田代2,423番地地先の標識から同2,375番地先の標識までの中津川の区域

6　伊勢原市日向地先梅尾橋橋脚下流端から同下流200メートルの日向川の区域

7　伊勢原市日向地先御所の入橋橋脚上流橋から下流51.5メートル及び上148.5メートルの日向川の区域

8　伊勢原市日向十二神橋橋脚上流端の上流154メートルの地点から同上流200メートルの地点までの日向川の区域

（別記２）

1　相模原市南区磯部地先磯部頭首工えん堤上流端の上流150メートルから基点ＯＰを結んだ直線までの相模川の本流及び支流区域

2　厚木市才戸地先才戸頭首工えん堤上流端の上流20メートルから基点ＥＦを結んだ直線までの中津川の本流及び支流区域

基点Ｏ：　相模原市緑区小倉字宮原388番地先に設置した標柱
基点Ｐ：　相模原市緑区川尻字久保沢1,108番のハ地先に設置した標柱
基点Ｅ：　愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番２に設置した標柱
基点Ｆ：　愛甲郡愛川町半原字向原5,459番２に設置した標柱

（内共第２号）

ア　魚種	イ　期間
やまめ	３月１日から10月14日まで
いわな	同　　上
にじます	同　　上、但し別記３区域については１月１日より12月31日までとする。

（別記３）

１　相模原市緑区青根字社宮司えん堤上流端より上流 400 メートルまでの神の川の区域

２　相模原市緑区青根字神の川大瀬戸えん堤上流端より下流小瀬戸えん堤上流端までの区域

２　この漁場区域においては、水産動物繁殖保護のため日没１時間後から日の出１時間前までの夜間遊漁を禁止する。但し、うなぎの遊漁はこの限りでない。

３　第一項の公示は、神奈川新聞上に公示するものとする。

（禁止区域）

第５条　前２条の規定にかかわらず、次に掲げる区域においては遊漁してはならない。

（１）　相模原市緑区青根地先道志川の道志ダム天端上流端から上流へ 50 メートルまでの区域

（２）　相模原市中央区田名地先小沢頭首工えん堤上流端から下流へ 110 メートルまでの区域

（３）　相模原市南区磯部地先磯部頭首工えん堤上流端から上流へ 150 メートル及び同えん堤上流端から下流へ 500 メートルまでの区域

（４）　愛甲郡愛川町半原 4,549 番地先宮原用水頭首工えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 20 メートルまでの区域

（５）　愛甲郡愛川町半原 4,408 番地先日向橋下流えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 20 メートルまでの区域

（６）　愛甲郡愛川町半原 4,188 番地先宮沢尻えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 20 メートルまでの区域

（７）　愛甲郡愛川町半原 1,947 番地先原下えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 20 メートルまでの区域

（８）　愛甲郡愛川町角田 2,636 番地先仙台下頭首工えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 50 メートルまでの区域

（９）　愛甲郡愛川町坂本地先坂本頭首工えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 50 メートルまでの区域

(10)　厚木市才戸地先才戸頭首工えん堤上流端から上流へ20メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ50メートルまでの区域

(11)　厚木市三田字新田2,029の5番地先道満えん堤上流端から上流へ50メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ50メートルまでの区域

(12)　厚木市妻田地先昭和用水頭首工えん堤上流端から上流へ50メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ100メートルまでの区域

(13)　厚木市妻田地先第一鮎津橋橋脚上流端から上流へ20メートルまで及び同橋橋脚上流端から下流へ30メートルまでの区域

(14)　高座郡寒川町宮山地先寒川取水えん堤上流端から上流へ100メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ神川橋橋脚下流端までの区域

(15)　海老名市社家地先相模取水えん堤上流端から上流へ178メートル及び同えん堤上流端から下流へ113メートルまでの間

2　水産動物の繁殖保護のため連合会が造成した産卵場においては、遊漁することが出来ない。

(全長の制限)

第6条　次表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものは、採捕してはならない。

ア　魚種	イ　全長
やまめ	１２cm
いわな	１２cm
にじます	１２cm
こい	１８cm
うなぎ	２４cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条　第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で連合会の指定する遊漁承認証委託販売所及びオンラインシステムにおいて納付するとき（一般売り）又は遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表の通りとする。

但し、投網（年券のみ）及び身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者）の納付は、連合会の指定するオンラインシステム及び相

模川漁業協同組合連合会（愛甲郡愛川町半原914－3番地）において行うものとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
やまめ、いわな、にじます	竿釣	１年	７，０００円
		１日　一般売り １日　現場売り	２，０００円 ３，５００円
あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび	竿釣	１年	１３，０００円
		１日　一般売り １日　現場売り	２，０００円 ３，５００円
あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび	投網	１年	３０，０００円
		１日　一般売り １日　現場売り	５，０００円 ８，０００円
うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび	竿釣 もじり	１日　一般売り １日　現場売り	８００円 １，４００円

２　次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次表の相当右欄の通りとする。

18歳以下の者	無料
身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者）	第１項に規定する額の１／２

（遊漁承認証に関する事項）

第８条　連合会は、第２条の遊漁料の納付を受けた時は、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

（１）承認期間

（２）魚種

（３）漁具・漁法

（４）遊漁区域

（５）遊漁料の額
（６）注意事項
（７）発行者名
２　遊漁承認証の交付は、前条第１項に規定する場所、連合会が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
３　遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
４　遊漁承認証に記載されるあゆを採捕できる期間のうち、「６月１日より１０月１４日まで」は、令和８年に限り、「６月１日より１０月３１日まで」に読み替える。

（遊漁に際し守るべき事項）
第９条　遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる様な行為をしてはならない。
２　遊漁者は遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
３　遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

（漁場監視員）
第 10 条　漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
２　漁場監視員は、次の事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。
（１）所属組合
（２）氏名
（３）有効期間
（４）発行者名

（違反者に対する措置）
第 11 条　連合会は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者の遊漁の中止を命じ又は、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納入した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則
１．　この規則は令和５年９月１日から施行する。
２．　この規則は令和７年４月１日から施行する。
３．　この規則は令和８年６月１日から施行する。